

芒種の候 宮崎県防衛協会青年部会 宮崎支部会員諸兄に於かれましては、益々ご清福の段、大慶至極に存じ上げます。

皆様には日頃より当支部運営に際しまして特段のご高配を賜り、深甚なる敬意を表するとともに、倍旧のご支援を伏してお願ひ申し上げます。

さて先月の自衛隊関連行事は、五月二十五日の「えびの駐屯地創立三周年記念式典」に、会員二名と共に参加したところです。

また、同三日開催の日本会議宮崎県支部主催「憲法を考える講演会」には二百名の参加者があり、改めて憲法改正への関心の高さを感じさせられました。

さて今月は小川和久先生のメルマガからいま話題の「集団的自衛権」に関する文を抜粋してお届けしますので、何卒ご一読賜れば幸いです。

#### ◆◆国連憲章を読んでみよう

国際変動研究所理事長 軍事アナリスト 小川和久

Q：以前に**集団的自衛権を日本国憲法、国連憲章、日米安保条約との整合性から考**える必要がある、との話をうかがいました。多くの日本人は、国連憲章を念入りに読んだこと等ないでしょうし、日米安保条約第一条と国連憲章第二条四がほとんど同じ文面だという事も知りません。国連憲章について、もっと教えてください。

小川：「国連憲章（国際連合憲章）は、まだ**第二次世界大戦中**ながらイタリヤの降伏（一九四三年九月八日）からほぼ一年がたち、ドイツと日本の敗北も時間の問題と思われる一九四四年八月十月、**アメリカ、イギリス、ソビエト連邦、中華民国**の代表が米ワシントンDCの**ダンバートン・オークス邸**で会議を開き、**原案**となる『**一般的国際機構設立に関する提案**』をまとめました」

「これをもとに四五年六月二六日、**サンフランシスコ会議**で**五一か国が署名したのが国連憲章**です。日本の降伏から二か月ほどたった四五年十月二四日、ソ連が批准して国連安全保障理事会の常任理事国五か国とその他署名国の過半数の批准書がそろい、効力が発生しました。その後、一九六五年八月、六八年六月、七三年九月と三回、小さな改正がなされています（いずれも効力が発生した年月）。**日本**は一九五二年六月二三

日に国連加盟を申請し、一九五六年一二月一八日に効力が発生しました」  
「国連憲章は、前文と第一〜一九章、第一〜百十一条からなります。今回は**集団的自衛権**と**集団安全保障**について定めた**第七章**と**第八章**に絞って見ていきましょう」

#### ◆「**集団的自衛権**」は五一条だけ

Q：かつてストラテジック・アイ「こんなに迷走してきた**集団的自衛権**の議論」で、**官條は「集団安全保障」と「集団的自衛権」を混同している**という指摘がありました。その二つが国連憲章ではどうなっているか、という話ですね？

小川：「そうです。まず、いま日本で議論されている『**集団的自衛権**』については、**第三九条**から始まる**国連憲章第七章**（章見出しは「**平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動**」）の**末尾、第五一条**にこう出てきます」

#### ●**国連憲章第五一条**〔**自衛権**〕

この憲章のいかなる規定も、**国際連合加盟国**に対して**武力攻撃**が発生した場合には、**安全保障理事会**が**国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない**。この**自衛権**の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならぬ。また、この措置は、安全保障理事会が**国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない**。

小川：「言い換えれば、**国連加盟国**が**武力攻撃**を受けたときは、**安全保障理事会**が**国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的自衛も集団的自衛も**どちらもやってよい（つねにどちらの権利もある）のです。**国連憲章**が**各国が固有の権利として持つ自衛権**（**個別的自衛権**と**集団的自衛権**）について触れているのは、この**第五一条**だけです。**当たり前**の**権利**ですから、**サラリ**としか**触れていないわけ**ですね」

「**自衛権**とは、**国際法**から見て**違法**で、しかも**急迫**した他国による自国の**侵害**に対して、自国の**権利**や**法益**その他を**防衛**するために**反撃**できる、という**国家**の**基本的な権利**です。**防衛**行為が**緊急**や**むをえず**、**必要な限度**内のものであれば、**違法性**はなく、**相手国**に**損害**が生じて**賠償義務**を負いません」

「ただし、**国連憲章は『武力攻撃が発生した場合』と限定しており、攻撃されてもいないのに、加盟国が勝手に自衛戦争をすることを禁じています。また、国連憲章第二条〔原則〕の四で『すべての加盟国は、その国際関係において、武力よる威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない』とし、他国の領土や独立を侵したり、国連の目的に反する武力による威嚇・武力の行使を慎むとしています**」

「この自衛権に、次の二つがあります。『個別的自衛権』は、ある国が武力攻撃を受けたとき、その国が反撃などして防衛する権利です。『**集団的自衛権**』は、ある国が武力攻撃を受けたとき、**直接攻撃を受けていない第三国が、攻撃された国と協力し、共同で反撃などして防衛する権利です**」

#### ◆「**集団安全保障**」を七〜八章で規定

Q：では、集団的自衛権について章末の条でしか触れていない国連憲章の第七章には、何が書いてありますか？

小川：「第七章は、『**集団的自衛権**』とはまったく別物の『**集団安全保障**』について書いてあります。どんな構成になっているかというところ、まず、**安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊・侵略行為の存在を決定し、国際の平和及び安全を維持・回復するために勧告し、または非軍事的措置・軍事的措置をとるかどうかを決めます**（第三十九条〔安全保障理事会の一般的権能〕）。安全保障理事会は、以上の勧告や措置の決定前に、必要か望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することもできます（第四〇条〔暫定措置〕）」

「国連の非軍事的措置とは、兵力の使用をとまわらない措置で、安全保障理事会が決め、これを適用するように加盟国に要請できます（第四一条〔非軍事的措置〕）。軍事的措置とは、非軍事的措置が不十分なとき、安全保障理事会がとることができる**国際の平和・安全の維持・回復に必要な空軍、海軍、陸軍の行動**です（第四二条〔軍事的措置〕）」

「**全加盟国は、安全保障理事会の要請に基づき、特別協定に従って、国際平和・安全の維持に必要な兵力、援助、便益を安全保障理事会に利用させることを約束**します。この協定は、兵力数・種類・配置などを規定するもので、安全保障理事会と加盟国が締結し、各国が憲法上の手続き

に従って批准しなければなりません（第四三条〔特別協定〕）」

「煩雑になるので、以下第五〇条まで内容を示す項目だけを掲げましょう。第四四条〔非理事国の参加〕、第四五条〔空軍割当部隊〕、第四六条〔兵力の使用計画〕、第四七条〔軍事参謀委員会〕、第四八条〔決定の履行〕、第四九条〔相互的援助〕、第五〇条〔経済的困難についての協議〕」

「ようするに、国連の**安全保障理事会は、平和の破壊・侵略行為があったと認定し**、さまざまな措置をとることができ、**最終的には軍事行動に訴えることもできます**。このとき組織される軍隊が、国連が指揮する本来の（正規の）**国連軍**です。しかし、国連憲章第七章が規定する国連軍は、過去に組織されたことが**一度もありません**。第四三条の**いう特別協定を安全保障理事会と結んだ国もないのです**」

「**朝鮮戦争**で編成され、現在も韓国に司令部を、日本に後方司令部を置いている国連軍は、国連憲章第七章に基づく正規の国連軍ではない**特殊な国連軍で、『朝鮮国連軍』**と呼ばれています。これは**ソ連の欠席**などにより手続きの一部を省略して編成されたからです。また、国連安全保障理事会や総会の**決議に基づいて各国が自発的に派遣した軍隊（の連合）は『多国籍軍』**と呼ばれ、これも国連軍ではありません」

「ソ連が、北朝鮮を非難する国連安保理を欠席した理由については、二〇〇八年六月、**産経新聞**が以下の新事実を伝えています」

●【ソウル＝黒田勝弘】朝鮮戦争（一九五〇―五三年）についてはこれまで、北朝鮮を非難する国連安保理に同盟国のソ連が欠席したことが謎になっていたが、その理由は**米国の参戦を誘導し、米国をアジアに介入させることでヨーロッパでの米国の力をそぐためだった**、ということが明らかにになった。

これは**韓国人の学者（金東吉・北京大教授）**がロシアの研究者から提供された旧ソ連の**スターリン関連極秘文書**で確認したもので、韓国の中央日報二五日付がワシントン発で伝えた。

それによると当時のスターリン首相は開戦から二カ月後の一九五〇年八月二七日、チェコのクレメント・コトバルト（注・ゴットワルト）大統領に送った極秘電文でソ連の安保理欠席の背景について「**米国に安保理での（北朝鮮非難や国連軍派遣の）決議をしやすいようにやるためだった**」とし「**米国が中国や朝鮮半島に引き込まれれば、われわれがヨーロッパで社会主義を強化するため時間をかせぐことができ、勢力均衡で利**

益を得られるだろう」と述べているという。

北朝鮮による韓国に対する武力南侵攻撃だった朝鮮戦争は、国際共産主義運動の一環として金日成が中ソの同意の下で始めた。しかし開戦直後、国連安保理でソ連が米国が主導する韓国支援の国連軍派兵に反対しなかったことが歴史的ナゾとして残っていた。

中央日報は今回、スターリンの直接的な発言でその理由が明らかになされたのは初めてとしている。この極秘電文はロシア社会政治史文書保管所に保存され、その複写資料は米国の「ウッドロー・ウィルソンセンター」にも所蔵されているという。(記事終わり)

「ところで、**国連憲章第七章**が定める非軍事的措置や軍事的措置は、**国連**という**加盟国の集団**が、安全保障理事会を中心として、集団で国際的な安全保障体制を作ろうとするものですから、これを『**集団安全保障**』と呼びます。**集団的自衛権**は国家の持つ権利の一つ、集団安全保障は国家が集団で作る体制の一つですから、そもそも範疇が異なるまったく別物なのです」

「続く国連憲章の**第八章**(章見出しは「**地域的取極**」)も、**集団安全保障**に関する規定です。国連憲章は、国際平和・安全の維持に関する地域的行動を処理するための地域的取極・機関の存在を妨げません(第五二条(地域的取極、地方的紛争の解決))。ただし、地域的取極・機関の強制行動は、旧敵国による侵略の再現に備えるものを除き、安全保障理事会の許可が必要です(第五三条(強制行動))。また、地域的取極・機関の活動は、安全保障理事会に十分通報されなければなりません(第五四条(安全保障理事会に対する通報))。第五三条は、七七条や百七条と並びわゆる『**敵国条項**』です。これはこれで大問題ですが、いつかお話しする機会があるでしょう」

#### ◆憲法前文の精神こそ日本の目標

Q：国連憲章をちゃんと読めば、「集団的自衛権」と「集団安全保障」の混同など起こらないでしょう。混同していた日本の官僚たちは、国連憲章を読んでいないんでしょうね？

小川：「国連憲章も、政治学事典の類いも、読んでいないのでしよう。手もとにある『**政治学事典**』(猪口孝ほか編 弘文堂)には、次のように書いてあります」

●集团的自衛権 [英] right of collective self-defense

友好・同盟国が武力攻撃を受けた場合に、当該国を防衛するために武力を行使することを集团的自衛という。国連憲章五一条では、個別的自衛権とともに、集团的自衛権を**国家の「固有の権利」**であるとした。国連憲章第八章下の地域的取極または地域的機関による強制行動の場合には**安全保障理事会の許可を要するため、この許可を不要にするようサンフランシスコ制憲会議でラテンアメリカ諸国が要求し、同条の規定が設けられた。**NATO（北大西洋条約機構）、WTO（ワルシャワ条約機構）、日米安全保障条約等は、集团的自衛のための機構・条約であるが、発動にはあらかじめこのような**協定が存在していなくてもよく、武力攻撃後に援助要請があれば足りる。**国際司法裁判所「ニカラグア事件」の判決（一九八六）では、「武力攻撃を受けたとの宣言および発動の要請があること」が要件であると判示した。国連憲章七章下の強制措置は**集团的完全保障**の理念を体现しようとするものであり、集团的自衛とはまったく異なる。わが国は集团的自衛権を行使することを憲法九条に抵触するとして控えている。（執筆 中谷和弘・東京大学大学院教授）

小川：「ちよつと補足しておくど、ラテンアメリカ諸国は国連憲章の制定直前にチャプルテペック規約というものを採択し、大戦後に相互援助条約を締結すると約束しました。しかし、国連憲章五三条に地域的取極・機関の強制行動は安保理の許可が必要とあり、**安保理で拒否権が発動されれば許可が下りず、相互援助条約を結んでも強制行動がとれない**とわかって、**異議を申し立てました。**そこで**解決策として盛り込まれたのが、第五一条の集团的自衛権**というわけです」

「以前も紹介しましたが、**元陸上幕僚長の富澤暉**さんも、集团的自衛権と集団安全保障の違いを次のように明確に主張しています」

「**自衛権行使**というのは**自国**とか**他国**という**特定の国を侵害から守るため**のものだが、**集団安全保障**の集团的措置というのはその**地域または世界の秩序（平和）を守るため**のものであり、**地域・世界が平和であれば自国・他国も当然平和になる**、という、より**幅の広い**ものであることを理解する必要がある」（富澤暉さんの『隊友』掲載論考より）

「国連憲章をはじめ、**役に立つさまざまな文献**があるのだから、みんなでちゃんと読んで**勉強しようよ**、と言いたいですね」

「最近、私は**護憲派の人たちから『憲法は国民を守るため**のもの。安倍さんのように**政権の都合で左右するものではないはずだ**」という訴えを

しばしば受けます。憲法が国民を守るためのものというのは、そのとおりです。しかし、同時に、憲法や法律にいくら立派な文言や高尚な理想が書いてあってもダメで、**世界の平和を実現していく営みのなかで国や国民の安全を**図らなければ、国民を守ることなどできません」

「そこで着目すべきは、**日本国憲法の前文**にある『日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する』『われらは、**平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう**と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ』『日本国民は、**国家の名誉**にかけ、**全力**をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ』という文言だ、と私は思います」

「日本国憲法の前文が謳うこの精神は**正しく、まさに崇高な**ものです。この理想を**どうすれば実現**できるかを、護憲派・改憲派も含めた日本人が真剣に考えるべきときこそ今でしょう！」

以上、少々長文でしたが最後まで読破頂き感謝申し上げます。

いよいよ入梅の報せが届く頃となりましたが、呉々もご自愛專一に、お過ごし下さい。

平成二十六年六月一日

宮崎県防衛協会 青年部会 宮崎支部

支部長 小倉和彦